

東日本大震災の保健活動における 派遣保健師の現状と役割

～山形県から宮城県へ長期派遣された保健師として～

宮城県仙台保健福祉事務所

母子・障害第二班 技師(保健師)

平尾和佳子

(山形県村山総合支庁保健企画課 課付保健師)

はじめに

- 山形県では、平成23年3月14日から4月30日までは仙台市へ派遣，平成23年8月1日～平成24年3月31日と平成25年4月1日～平成26年3月31日は宮城県へ派遣してきた。
- 災害時，長期派遣保健師の役割，また派遣元と派遣先の支援体制について，今後の保健師の長期派遣に生かしていくため，報告する。

東日本大震災における山形県保健師 派遣状況の経過（一次派遣）

	派遣期間	保健師の所属・人数	
第1陣	3/14～3/20	県置保1名・山形市1名	県村保1名・鶴岡市1名
第2陣	3/20～3/26	県最保1名・山形市1名	県村保1名・鶴岡市1名
第3陣	3/26～4/1	県置保1名・山形市1名	県庄保1名・鶴岡市1名
第4陣	4/1～4/7	県村保1名・山形市1名	県庄保1名・鶴岡市1名
第5陣	4/7～4/13	県村保1名・山形市1名	県最保1名・鶴岡市1名
第6陣	4/13～4/19	県村保1名・酒田市1名	県置保1名・鶴岡市1名
第7陣	4/19～4/25	県村保1名・酒田市1名	県庄保1名・三川町1名
第8陣	4/25～4/30	県置保1名・酒田市1名	県庄保1名・西川町1名

※置保＝置賜保健所，最保＝最上保健所，村保＝村山保健所，庄保＝庄内保健所
※太字は県保健師，細字は市町村保健師

一次派遣

(平成23年3月14日～4月30日)

- ① 時期: 発災後, 3日目(フェーズ1【緊急対策】)～
第7週(フェーズ2, 3【応急対策】)の時期
- ② 主な業務: 被災者の健康相談, 被災地の家庭訪問, 避難所の衛生対策
- ③ 派遣先: 太白区役所及び宮城野区役所
- ④ 派遣人数: 県保健師16人, 市町村保健師16人 計32人
(4人(県保健師と市町村保健師のペア×2区役所)×8陣=32人)
- ⑤ 活動実績: 健康相談1,762件, 家庭訪問 281件,
避難所内の巡回, 感染症予防・食中毒予防活動
心のケアチームとの連携による継続支援
生活不活発病チェック及び予防活動

東日本大震災における山形県保健師 派遣状況の経過（二次派遣）

派遣形態	派遣期間	所属名	人数
短期派遣	平成23年 8月 1日～ 8月 5日（5日間）	保健薬務課	1名
短期派遣	平成23年 8月 8日～ 8月19日（2週間）	村山保健所	1名
短期派遣	平成23年 8月22日～ 9月 9日（3週間）	置賜保健所	1名
短期派遣	平成23年 9月12日～ 9月30日（3週間）	庄内保健所	1名
長期派遣	平成23年10月1日～11月30日（2ヶ月間）	最上保健所	1名
長期派遣	平成23年12月1日～平成24年3月31日（4ヶ月間）	村山保健所	1名

※長期派遣は地方自治法による職員派遣

二次派遣

(平成23年8月1日～平成24年3月31日)

- ① 主な業務: 感染症予防業務, 被災市町への支援業務, 仮設住宅における各種健康調査, 保健指導の実施, 通常の保健活動の再開に向けた調整など
- ② 派遣先: 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)
岩沼支所
- ③ 派遣人数: 県保健師6人
(短期派遣4人, 長期派遣2人)



三次派遣 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

配属部署

- 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)
- 13市町村(うち, 沿岸部9市町)
- 人口約44万人
- 保健福祉部母子・障害第二班(精神保健, 障害者福祉担当)
- 派遣職員は1名のみ

業務分担

- 被災者生活支援に関すること
- 被災者の心のケアに関すること
- 被災者のアルコール・薬物関連専門相談に関すること
- 精神障害者アウトリーチ推進事業(震災対応型)支援に関すること

仙台保健福祉事務所における 被災者生活支援体制

仙台保健福祉事務所被災者生活支援チーム

【リーダー】副所長, 【サブリーダー】総括2名(うち1名保健師),
【事務局】企画総務班, 【スーパーバイザー】保健所長(医師)

【地域保健福祉部】6班長・【環境衛生部】2班長



※保健師2~3名(班を越えて)が1~3市町村ずつ担当

被災者等住民

仮設住宅(プレハブ), 仮設住宅(民間賃貸住宅), 被災自宅, 一般世帯

長期派遣保健師としての役割 1

所内外被災者生活支援に関する取りまとめ

所内被災者生活支援調整チーム会議
の開催(年7回)

市町村被災者生活支援担当者会議の
開催(年2回)

所内職員及び市町村職員対象
被災者生活支援
研修会の開催(年4回)

所内被災者生活支援スケジュール
・実績等資料の作成

被災者支援の主担当

リーダーとサブリーダーを補佐し、所組織内を横断的につなぐ役割

「被災地における中長期的な地域保健活動に
ついて」

国立保健医療科学院

上席主任研究官 奥田博子氏

「まちづくりと健康・医療・福祉の連携について」～
コミュニティで暮らしを支える公営住宅の提案～
東京大学高齢社会総合研究機構

特任研究員 後藤純氏

「大規模災害後の子どもの心のケアについて」
兵庫県精神保健福祉センター主幹 藤田昌子氏
「被災地における中・長期的な子どもの心のケア
及び親たちへの支援について」

認定NPO法人西神戸トラウマ

カウンセリングルーム理事長 大上律子氏

「被災者の心の回復を願って-復興期の
支援を考える-」

兵庫県心のケアセンター センター長 加藤寛氏

長期派遣保健師としての役割 2

管内市町村支援（七ヶ浜町担当）

4月

- 3課に分散配置されている保健師の被災者支援に関する打合せの開催を提案し、月1回の**保健師打合せ会を実施**していくこととなる

6月7月

- 各課が行っている被災者支援業務・各保健師が感じている**被災者の健康課題の共有**を行う

8月

- 民間賃貸借上住宅等入居者**健康調査要確認者**を町保健師全員と保健福祉事務所保健師2名で**訪問**し、要フォロー者のカンファレンス実施

10月

- 地区診断に基づいた保健活動を実施するため、町の統計データ、健康課題と事業を整理し、**地区診断を実施**

12月

- 災害公営住宅へ入居開始し、新たなコミュニティで**住民が「互助」**していく仕掛け作りをどうしていくか
- 町の保健活動の課題と優先順位を決め、**地区担当制**で保健活動を展開していきたい



長期派遣保健師の役割 2

仙台保健福祉事務所保健師と共に、 七ヶ浜町支援を行う

町から期待
されている
役割

- 被災者支援についてのスーパーバイズ

実際に
行ったこと

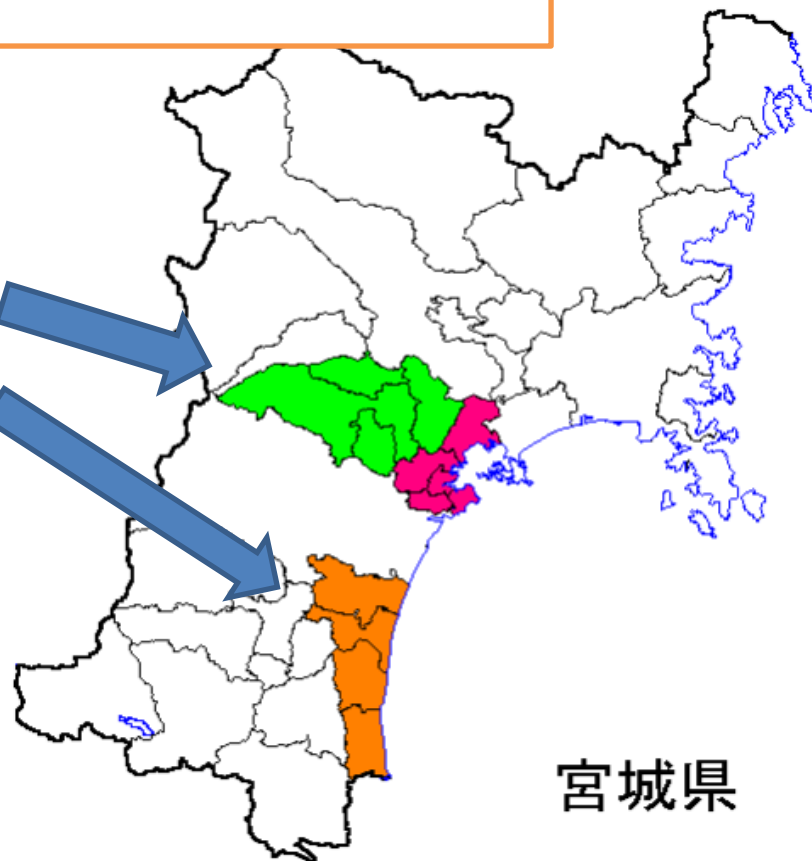
- 町役場に出向いて話し合いの場を作る
- 定期的な打ち合わせをする
- 町の課題・ニーズを把握する
- 情報提供をする
- 具体的な支援を行う

宮城県で実践していること 1

被災者支援業務における
保健師の地区担当制

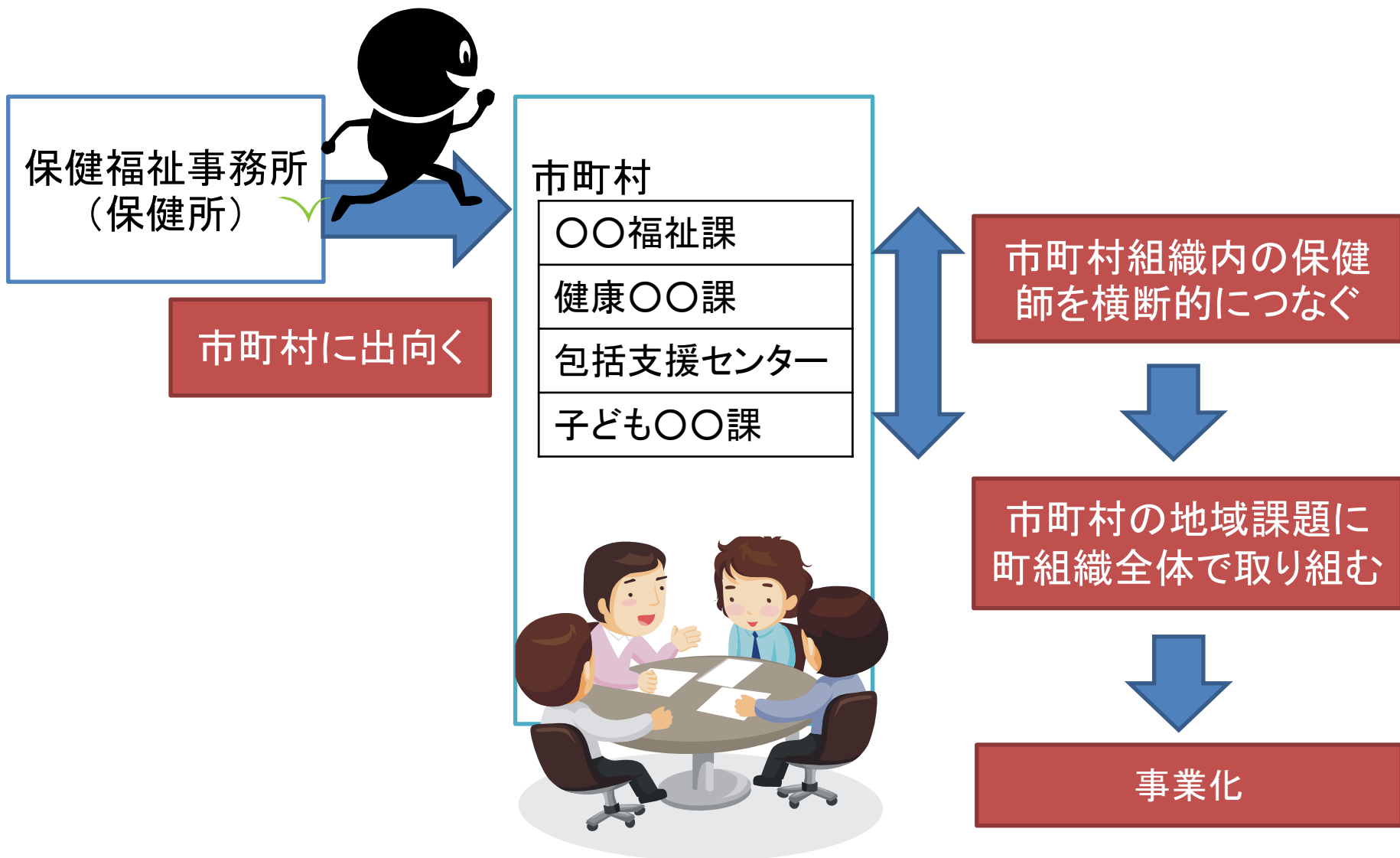
保健師1人が管内の1~3
か所の市町村を担当

市町村に入り込んで、
市町村全体を見る視点で
支援を計画・実施

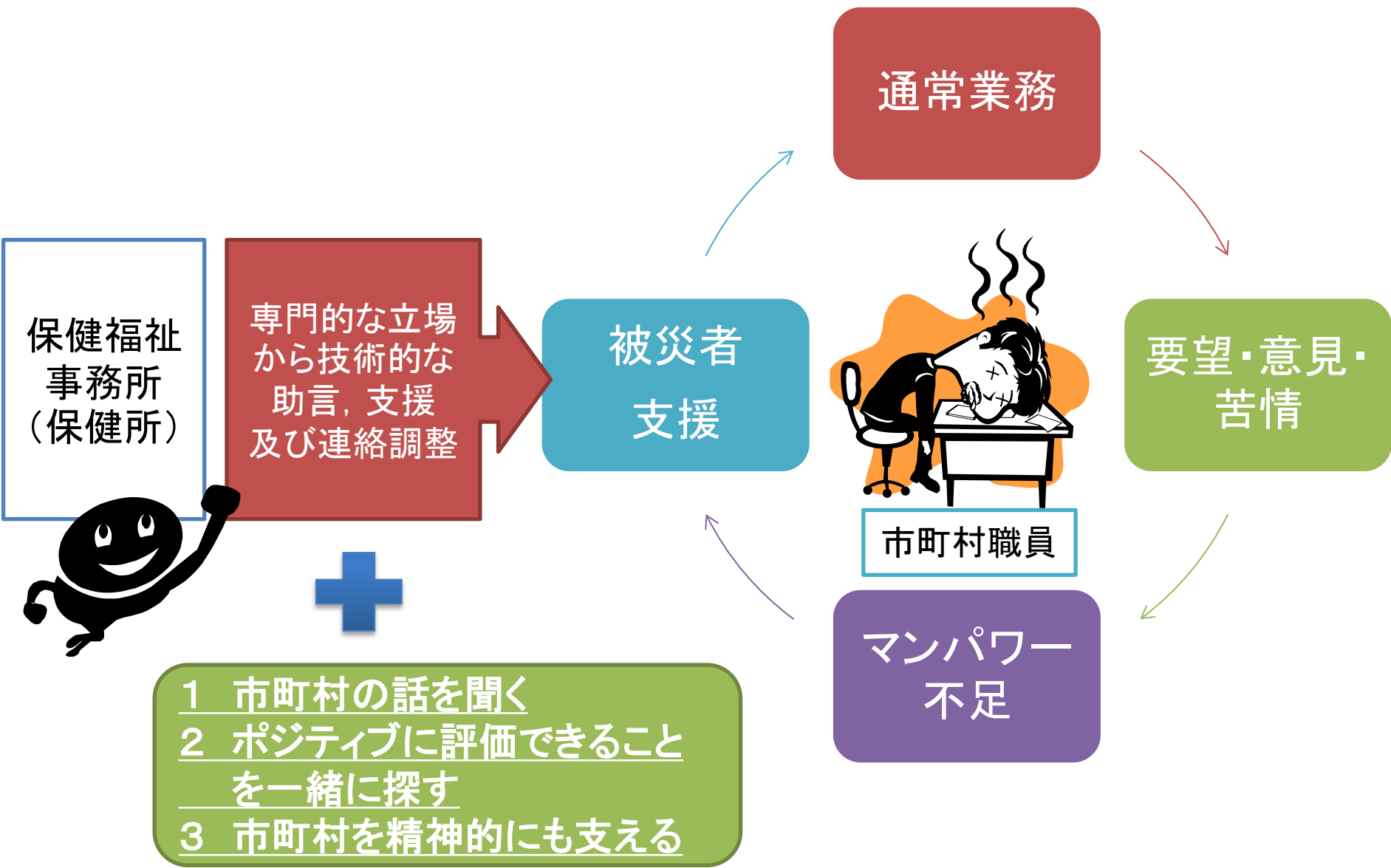


宮城県

宮城県で実践していること 2



宮城県で実践していること 3



派遣保健師として必要な姿勢や配慮

派遣保健師自身が
派遣先の負担にならない

「何でもします」

派遣先のルール・文化
に合わせる

派遣先に溶け込む

派遣先職員の話聞き、
気持ちによりそう

求められたときに、
情報提供する

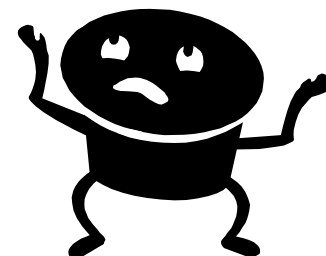
保健福祉事務所
(保健所)

人材育成

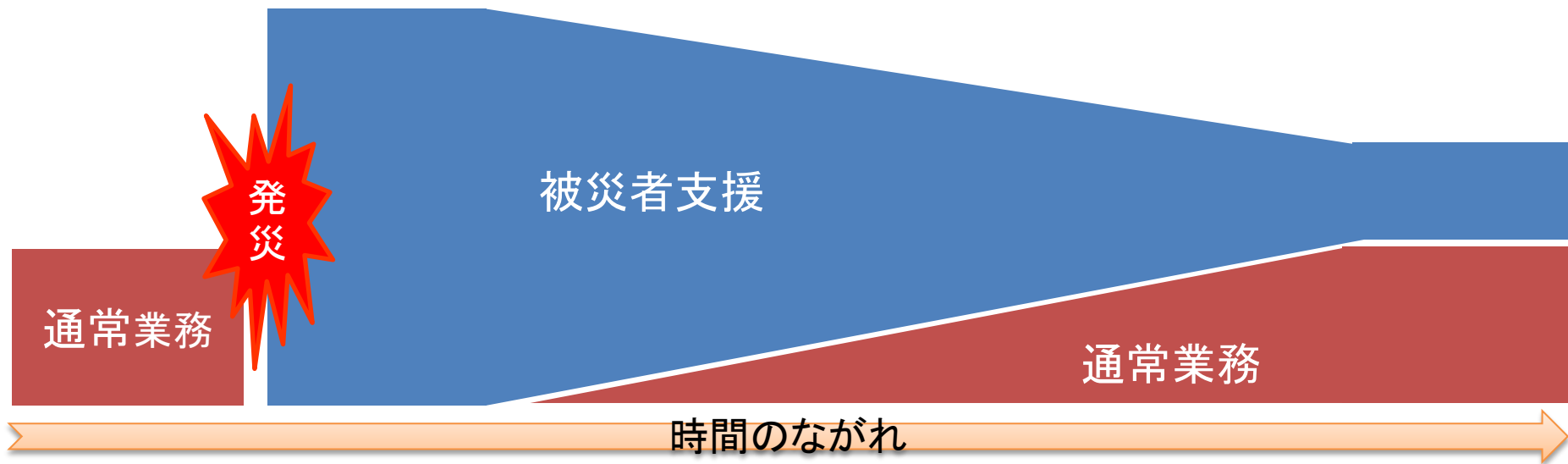
災害応急対策マニ
ュアルなどの作成

被災者生活支援
チーム

通常業務



復旧期の保健師派遣のあり方



復旧期
(3年間)の
3年目

発災から2年経過
市町村と顔の見える関係づくり
管内の地域診断→対策をたて, 実施→評価

派遣元や派遣保健師にとって長期派遣は有効・必要

派遣先の支援でありがたかったこと

(宮城県及び仙台保健福祉事務所)

派遣元へ出張
(年2回, 9/5 11/28)

派遣職員研修
(年1回一泊二日
11/18~11/19)

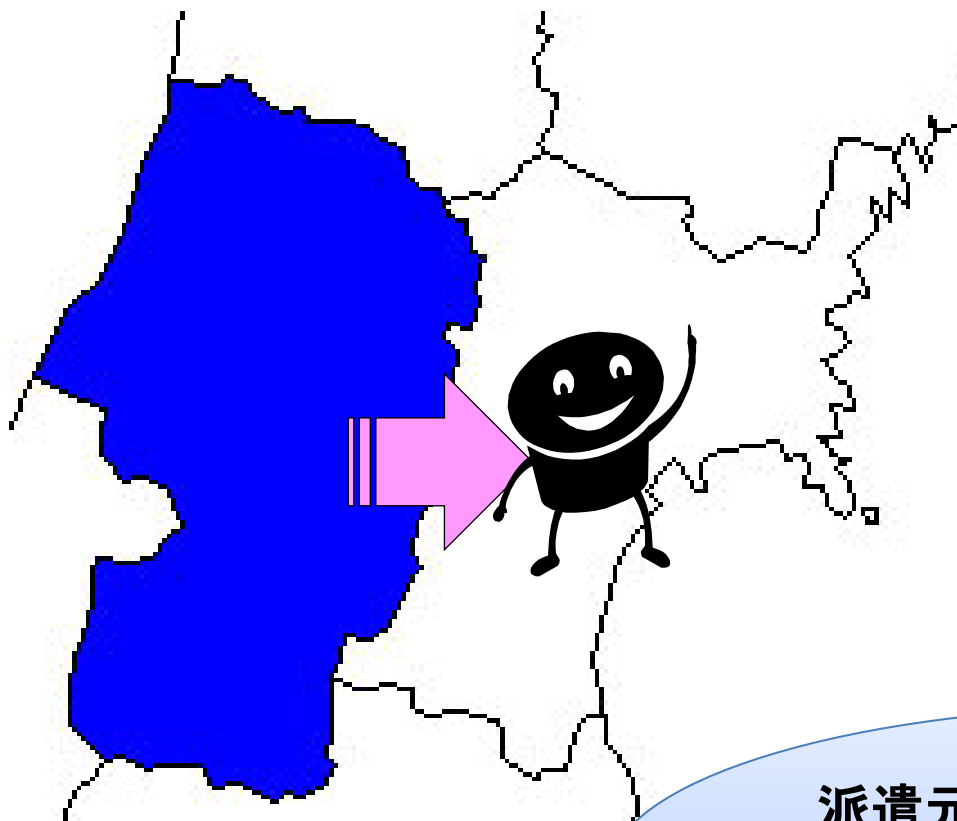
県内に他県からの派遣保健師は3名いるが、遠方で会う機会がない。

派遣から1~2か月の早い時期に研修の開催を。



派遣元の支援でありがたかったこと

(山形県及び村山総合支庁)



活動に必要な情報や
資料の迅速な提供

激励にきてくださったこと

山形県での話題, 職場の
様子についての情報提供

宮城県での活動報告の
機会(年2回)

精神的支え

派遣元とのつながりを感じる,
派遣先で困ったときは, 支援して
くれる安心感

保健師を派遣することによる 山形県での欠員対応

- 山形県村山総合支庁(村山保健所)地域保健福祉課精神保健福祉担当に臨時保健師(地方公務員法第22条による職員)を1名1年間雇用
- 山形県保健師1名自治法派遣することによる、保健師の不足は起こっていない。

派遣先の職員の
皆さんから心配
されたこと



結論

1. 長期派遣保健師は，企画調整力が必要
2. フェーズや地域の復興の進捗状況によって、派遣先の実情に合わせた派遣期間の検討が必要
3. 長期派遣保健師は被災地自治体職員が主体的に対応していく活動を支える役割がある

最後に

- 発災後、山形県では保健師をはじめとした職員を、多くの自治体に受け入れていただいた。
- 山形県では、平成25年7月18日には豪雨による被害で広域で水道が給水停止し、宮城県からも給水車の派遣を受けるなど、ご支援いただいた。
- 今後、派遣保健師を受け入れたり、他自治体へ保健師を派遣したりすることが起こる可能性がある。
- 今回の派遣で、多くのことを学ばせていただいた。今後、山形県での保健活動にも生かして行きたい。